

令和5年8月22日

福津市議会

議長 高山賢二様

建設環境委員会

委員長 福井 崇郎

建設環境委員会報告書

令和5年第4回福津市議会定例会において、議決を受けておりました閉会中の所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項

- (1) 持続可能な農業の取り組みに関する調査
- (2) 油津商店街と飫肥城下町における地域活性化の取り組みに関する調査

2. 期日

- (1) 令和5年8月3日（木）
- (2) 令和5年8月4日（金）

3. 調査にあたって

- (1) 持続可能な農業の取り組みに関する調査

宮崎県都城市は宮崎市と鹿児島市のほぼ中間に位置し、広大な都城盆地の中央に位置している。農家数 5,460 戸、耕作面積 12,200ha で宮崎県全体の2割に相当する規模である。温暖な気候に恵まれ、南九州の食料供給基地として中核を成している。また、市町村別農業産出額では、令和元年度、2年度、3年度に3年連続全国1位となった。特に、農業政策としてスマート農業を積極的に取り入れ、持続可能な農業に取り組んでいる。

本市では、農業を基幹産業に位置付けているが、農業者の高齢化や後継者不足、新規就農者支援、スマート農業の推進、農地の集積・集約など様々な課題を抱えている。この課題を解決し、持続可能な農業を推進するため、都城市の農業の取り組みを調査した。

- (2) 油津商店街と飫肥城下町における地域活性化の取り組みに関する調査

宮崎県日南市は、油津商店街にて平成 25 年4月に中心市街地活性化事

業の一環として、テナントミックスサポートマネージャーを全国で公募し、商店街の店舗誘致の取り組みを行った。その過程で株式会社油津応援団が設立され、市と連携してIT企業の誘致を行うなど全国的にも空き店舗の活用と地域活性化の成果を出してきた。

また、飢肥地区では、市所有の飢肥城由諸施設を行政財産から普通財産に転換し、民間業者に貸し付けて改修を含め利活用することで、市に賃料収入が得られる先進的な仕組みづくりを行ってきた。

本市では、夕陽館をはじめとした津屋崎地区の公共施設や空き家の活用を通して津屋崎地区の地域活性化を進めていくことが急務である。油津商店街の空き店舗と飢肥城下町の公共施設を活用した地域活性化の取り組みを調査した。

4. 調査結果

(1) 持続可能な農業の取り組みに関する調査

① スマート農業に関する調査

都城市では、令和元年度から令和3年度までスマート農業モデル実証事業を実施した。実施に際し、市担当課がスマート農業に関する情報共有と普及推進を図るため、先進農業者等を招いてセミナーを開催。市内の農業者が農機メーカー等と連携してスマート農業技術のモデル実証を行った。

補助対象は、認定農業者が地域の営農体系での活用が見込めるスマート農業技術の実証のための農業機械や導入費用で、補助額は補助対象経費に要する額の1/2以内とした。

このモデル実証事業では、自動操舵補助システムトラクターによるゴボウのトレンチャー作業の技術実証、ハウス統合環境制御システムによるキュウリの光合成に適した環境を作ることでの収量増加実証、田植え機やトラクターの自動操舵補助システム、全自動型薬剤散布ドローンなどの実証を行った。導入効果として、熟練者ではなくても作業が可能となり人件費の削減や作業時間の減少、作付面積の増加、収量増加などが見られた。

この結果を踏まえ、令和4年度以降もスマート農業の推進に力を入れている。調査では、スマート農業を導入した農業者は個人が34人、法人が21経営体となっている。導入コストが高いなどの課題もあるが、農業の省力化や生産性向上、新たな担い手の確保と育成のためにはスマート農業は有効である。今後は、これにより儲かる農業の実現を目指している。

② 新規就農者・後継者支援に関する調査

都城市では、国の青年就農給付金の要件に合致しない親元就農者など

に対して、市独自の支援事業を行っている。都城市農業後継者等支援事業を実施することで、平成 28 年度から令和 4 年度までの 7 年間で 121 人の農業後継者が誕生した。内訳は、親元就農者が 108 人、新規就農者が 13 人で、10 代から 30 代が半数を占めており、現在も、毎月 2～3 人の新規参入の相談を受けている。支援事業の内容は、親元就農者には 2 年間で 120 万円、新規就農者には 2 年間で 240 万円の給付を行い、就農を促すきっかけになることを目的としている。

③ 農地の集積・集約化に関する調査

「人・農地プランの実質化」が求められた令和元年度以降は、市全域を 32 の区域に細分化し、令和 4 年度までに全区域で実質化された人・農地プランが完成した。都城市の耕地面積のうち、担い手への農地利用集積率は令和 4 年度 60.5%で、平成 30 年度の 52.3%から 8.2%増加している。しかし、中心経営体（担い手）への集積は進んだが、集約が進まないため、今後は法定化された地域計画で、農業を担う者が利用する農地を集約していくことを目指している。

(2) 油津商店街と飫肥城下町における地域活性化の取り組みに関する調査

① 油津商店街の地域活性化の取り組みに関する調査

日南市は、平成 25 年 4 月に中心市街地活性化事業の一環としてテナントミックスサポートマネージャー（以降、「サポマネ」という。）を全国に向けて公募し、全国 333 人の応募者の中から選考を行った。九州で複数のまちづくりコンサルティング業務の実績を持つサポマネ 1 人を選出し、「商店街に 4 カ年で 20 店舗の誘致の目標」を課して平成 25 年 7 月から活動を開始。4 年間で IT 企業含め 29 店舗の誘致に成功した。

平成 26 年には事業の継続性を持たせるため地元有志により、油津応援団が設立された。サポマネと油津応援団が協力し、かつて市民の交流の場であった喫茶店を市民とリノベーションして 1 件目をオープンさせた。市民はもとより商店街の当事者たちを巻き込んで再生計画を推進したことで、新たなコミュニティを形成し、商店街再生だけでなく今後の「まちづくり」がどうあるべきかを常に考えながら取り組む自走する組織づくりにも繋がった。

その後、空き店舗への企業誘致にも取り組み、15 社の IT 企業を誘致し、地元で 160 名の雇用を創出した。商店街内には常時 300 名以上の関係者がいるエリアとなった。市が企業誘致を行う際は、市内で求められている IT 系の職種を分析して新卒採用ができる企業に絞り込み、すでに誘致した企業と職種が重複しない企業を誘致するよう調整した。

IT 企業側の出店理由として、市職員のレスポンスの早さと柔軟性が決め手になったとの声が多く出ている。市は、企業誘致に関する既存の

補助制度にとらわれず企業側が望む支援制度を作ったり、市職員によるフォロー体制を充実させたり、柔軟な姿勢でサポマネや民間団体への後方支援に努め、官民一体となった取り組みに繋がった。

② 飢肥城下町における公共施設有効活用の調査

飢肥城下町は昭和 52 年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。戦国時代からの城下町としての地割や周囲の自然景観などを大きく壊すことなく、現代まで残してきたことの価値が高いと認められた。

飢肥城由緒施設については、代替わり等の理由で持ち主が所有継続できず、市へ寄付される場合がある。所有には維持管理費がかかるため、市は民間活用を模索した。行政財産では民間利活用が難しいため条例改正を行い、普通財産として改修を含めて貸し出しを行った。市が維持管理費をかけずに賃貸収入を得られる仕組みを構築したことで、民間事業者の自由度のある活用を引き出し、経済効果の高い宿泊客の増加と雇用の増大にも寄与している。

利活用が決まった物件は市と民間事業者間で土地と建物の 10 年間の賃貸借契約を締結する。最初の 5 年間は、民間事業者が土地と建物の年間賃料を納付した後に、市が賃料分相当額を民間事業者へ補助金として交付する支援を行っている。

民間利活用については、市や飢肥地区の関係団体で構成された会議においても共有し、意見交換会を行うなど合意形成に取り組んでいる。

油津商店街、飢肥城下町に共通していることは、初期段階で市長や市職員が積極的に地域に入り、市民や地元関係者の声を拾い上げ、一緒に課題に取り組む事で地域が自走する事に繋がっている。

5. 委員会としての意見

(1) 持続可能な農業の取り組みに関する調査

都城市はスマート農業導入を市が主体的に行っていることが、本市との大きな違いである。本市が現在取り組んでいるスマート農業は、JAが主体となっているため、国の補助事業や市の補助事業が連動できていない。

市が主導してデジタル化戦略におけるスマート農業の方針を農業政策として位置付け、積極的な導入実証事業や各種補助事業を行い、担い手の育成や新規就農者の獲得などを目指し、普及・促進に取り組む必要がある。

都城市が親元就農者への支援を市独自の財源で取り組んだように、本市でも新規就農者や親元就農者のニーズを調査し、継続して取り組むために市独自の財源を確保して支援することが必要である。

最も難しいのが、農地の集積・集約である。本市では「人・農地プラン」で集落単位での話し合いがなされたが、農地の集積・集約はほとんど進んでいない。10年後の1筆毎の耕作者を決め、地区の未来設計図を作成する

「地域計画」で、都城市のように土地利用型の農業法人等の設立を視野に入れ、受け手側の整備をすべきである。また、法定化された「人・農地プラン」の地域計画を、実行性あるものにするのが重要である。工程表に沿って令和7年3月の完成を目指し、市が中心となり農業者や農業関係団体と数多くの話し合いを行う必要がある。

本市とは農業規模や形態が違いますが、就農人口減少や農業者の高齢化は同じであることから、都城市が実施している事業を参考にしていく必要がある。特に農業関係担当職員の増員と農業関連予算の増額は必須だと考える。持続可能な農業を維持していくためには、都城市のように市の積極的な農業政策の推進が重要である。

(2) 油津商店街と飢肥城下町における地域活性化の取り組みに関する調査

本市では、行財政改革の観点から公共施設のあり方や、津屋崎地区の観光活性化策等の検討が行われている。

公共施設の利活用については、老朽化する施設を維持管理するには多額の経費が見込まれるため発想の転換が必要である。津屋崎エリアの夕陽館を行政財産から普通財産に変更し、民間事業者が改修を含めた利活用をすることで賃料収入が得られる仕組みづくりを行うことが必要である。

日南市では、空き店舗が宿泊施設や飲食店へ転用され、面的な地域活性化に繋がっている。夕陽館についても民間事業者と協議し、飲食店や宿泊施設、サウナを併設した温浴施設、研修施設などに利活用することが可能である。また、津屋崎ヨットハーバーや大峰山キャンプ場なども民間利活用の可能性があり、公共施設を利活用した面的な地域活性化を図ることが期待できる。

これらを進める上で必要になってくるのがサポマネのような専門的な知識とノウハウを持った人材の誘致である。本市で暮らし、事業計画を立案・実施し、成果を残すことができる人材の誘致が大切であると考えます。また、市長をはじめとした市職員が今よりさらに積極的に地域に入り込み、津屋崎地区をはじめ関係団体への情報共有と意見交換を行い、市民との交流を広げ、信頼関係を構築する事が大切である。